

令和2年4月13日

利用者・ご家族の皆様へ

希望の里

施設長 福田 信行

新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けての施設対応について

日頃より施設の運営につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。改めまして、4月から着任いたしました施設長の福田信行です。よろしくお願い致します。

この度、安倍首相からコロナウイルス感染の拡大に伴い、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、ご家族の皆様におかれましてはご心配のことと存じます。

国、都、八王子市からの見解が示され、希望の里としましては、5月6日までの間、感染拡大防止策を取りながらできる限り開所を継続し、ご家族や利用者の皆さんの希望に応じていきたいと考えています。ただ、国や東京都からは、不要不急の外出を控えるように自粛要請が出ております。利用者の皆さんの感染防止のため、通所については、再度ご家族でご検討くださいますようお願い致します。

運営に当たっては、利用者皆さんの健康管理に十分に注意し、新型コロナウイルス対応策の継続と感染拡大防止の対応策に努めていきます。今後の状況変化によっては、サービス提供の縮小や万が一、感染者が発生した場合の臨時休業も考えられます。その場合は、速やかに連絡を致します。

とりあえず、5月6日まで以下の内容で実施していきますので、ご理解ご協力をお願い致します。

1. ご家庭での対応(感染拡大をさせないための初動)

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、「37.5度以上の発熱が4日以上続いている又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者」という基本的な判断基準はありますが、感染を拡大させないという観点から発熱した時点で疑わしき者として対応していくことが、感染防止に繋がると考えています。

- (1) 利用者に、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状(咳、痰、鼻水等)がある場合、施設にご連絡ください。症状が回復するまで、または医師の指示

を受けた期間はお休みをお願いします。37.5℃以上の発熱又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けることになっていますので、施設へのご連絡をお願いします。

- (2) 家族に、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状（咳、痰、鼻水等）がある場合は、症状が回復するか原因が特定できるまで、登所をお控え様子を診て頂けるようお願いします。その際も施設への連絡をお願いします。
- (3) 登所後の発熱等の体調不良については、新型コロナウイルスの疑われる者として対応します。症状によっては、医療機関の受診やお迎えをお願いします。

2. 運営について

(1) 開所時間と帰宅時間

送迎時間については、通常の時間帯で運行いたしますので、開始時間や帰宅時間については変更はございません。

(2) 作業・生活介護(日課)

作業・活動等は通常通りです。

(3) 給食

給食業者のマルコシさんから食数の変動があっても予定の献立内容で食事提供出来る旨を確認しました。但し、極端に食数が少なくなったり、状況の変化が生じた場合は、お弁当になります。

(4) 職員対応

職員につきましては、出勤前・出勤後の検温とマスク着用と手洗い・うがい、車通勤等で感染リスクを抑えています。

3. 新型コロナウイルス対策

- (1) 各部屋の取っ手、トイレのドアノブ、電気スイッチ等の消毒
- (2) 食事前の食堂テーブルの消毒
- (3) 各部屋の定期的な換気
- (4) 各利用者間の濃厚接触への声掛け
- (5) 食堂に一度に集まらないように食事時間を分けています。

4. 拡大感染防止策と注意喚起

- (1) 新型コロナウイルスの感染が心配で通所を控えたい場合は、自粛期間

をお申し出ください。体調管理や自粛中の生活についての相談に乗れるよう対応致します。

- (2) 新型コロナウイルス感染が心配で時短通所を希望される場合は、交通手段の相談に乗れるよう対応致します。
- (3) 新型コロナウイルスは、季節性インフルエンザに比べて、肺炎の発生頻度が高くなりますので、高齢の利用者におきましては、少しでも体調がすぐれない場合は、早めの対応をお願いします。
- (4) 公共交通機関を使っての登所利用者については、より安全な登所を目指すために電車・バスの利用者を車送迎に変更していきます。その場合、送迎が可能なご家族に相談させて頂くこともありますので、よろしくお願い致します。

5 新型コロナウイルス感染の疑い者が発生した場合

(1) 発熱者発生

登所後、発熱した時点で、新型コロナウイルス感染疑い者として、他の利用者との接触が無いように個室対応を行います(2階の静養室)濃厚接触者がいた場合は、別に個室対応を行います。

(2) 医療機関への通院や帰宅要請について

発熱した場合、ご家族と連絡を取り、通院等の調整を行います。基本的には、ご家族対応とさせていただきますが、利用者の状態やご家族の状況によっては、施設側も対応していきますので、ご安心ください。その際、ご家族との連絡がつかないと対応が進められないので、連絡が必ずつくようお願いします。

(3) 通院後の報告

通院した結果を施設までご連絡を頂き、今後のことについて、ご家族と協議していきます。

※ 緊急事態宣言が終了するまでの対応になりますので、ご協力をお願いします。何かご不明な点がありましたら施設までご連絡ください。

※ 問い合わせ先

- ・八王子市コールセンター 042-620-7253
- ・八王子市保健所 042-645-5111
- ・東京都西多摩保健所秋川地域センター(あきる野市) 042-596-3113